

議案第2号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙
専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告
し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 自 片 信

専決第2号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例を制定することについて、
地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専
決処分する。

平成19年2月1日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 自 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例

平成19年2月1日

条例第2号

(広域連合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 広域連合に対する申請、届出その他の行為の期限で、条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。